参考）冬期歩掛補正の算定事例

【条件１】当初契約から工期変更する場合で、当年度（3.31 まで）を工期末とする工事。

（当初契約）　工事開始日：R8.11.2　工期末：R9.2.3

（変更契約）　工期末：R9.3.28 に変更

＜算出＞

①原則として当初発注時の率とする。　補正値＝５％（11 月工事開始～翌２月工期完了）

３月までの工事の冬期補正設計単価＝基本設計単価×（1.0＋５％）

【条件２】当初契約から工期変更する場合で、４月以降に施工する追加工種、４月以降の出来高がある工事。

（当初契約）　工事開始日：R8.11.2　工期末：R9.3.3

（変更契約）　工期末：R10.3.4 に変更

＜算出＞

①１年目＝５ケ月（11 月～翌３月）　　補正値＝４％（11 月工事開始～翌３月工期完了）

②２年目＝11 ケ月（４月～翌３月）　　補正値＝２％（４月～翌３月）

（１）設計変更等により 4 月以降に施工する工種を追加発注した場合、その追加工種は新たな率により積算するものとする。

①３月までの工事（追加工事を含む）の冬期補正設計単価＝基本設計単価×（1.0＋４％）

②４月以降に施工する追加工事の冬期補正設計単価＝基本設計単価×（1.0＋２％）

（２）対象工事の繰越を行った場合の歩掛補正については、3 月 31 日までの出来高分について補正し、施工時期が 3 月 31 日を越える出来高分については、新たな率により積算するものとする。

①３月までの工事で 3 月 31 日までの出来高分の冬期補正設計単価＝基本設計単価×（1.0＋４％）

②施工時期が 3 月 31 日を越える出来高分の冬期補正設計単価＝基本設計単価×（1.0＋２％）

【条件３】当初において複数年度工事（債務負担工事等）を実施する工事。（２カ年の場合）

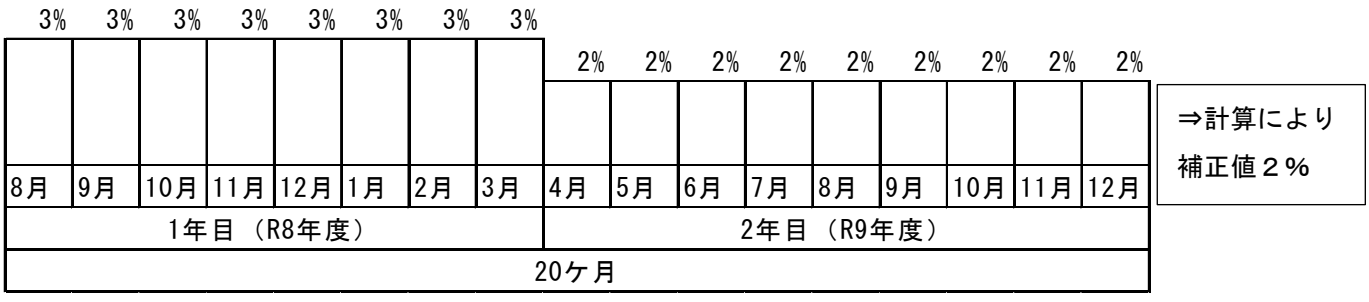
（当初契約）　工事開始日：R8.8.3　工期末：R10.3.4

①１年目＝８ケ月（８月～翌３月）　　補正値＝３％（８月工事開始～翌３月工期完了）

②２年目＝12 ケ月（４月～翌３月）　　補正値＝２％（４月～翌３月）

補正値＝（（３％×８ケ月）＋（２％×12 ケ月））／（８ケ月＋12 か月）＝2.400％＝２％（四捨五入）

⇒　労務費全体に２％を割り増し



（条件３のイメージ）